

- 
- 法人名 : 株式会社レコルテ
  - 部 署 : 公認会計士 (特に部署なし)
  - 役 職 : 取締役
  - 名 前 : 上田正宜
- 

■ コメント :

「会社に準ずる事業体に関する取扱」において、監査委員会報告第 60 号 4(2)にあった、財務諸表規則第 8 条 7 項に定める特別目的会社の取扱が削除されています。この削除は、財務諸表規則第 8 条 7 項の存在意義を弱めるものではないでしょうか。財務諸表規則第 8 条 7 項の取扱についても言及すべきと考えます。若しくは、削除した趣旨を言及すべきと考えます。

そもそも、特別目的会社も実態判断というのであれば、財務諸表規則第 8 条 7 項の削除をまず行うのが順序ではないでしょうか